（長崎家庭裁判所判事兼長崎地方裁判所判事）同　安西　儀晃
（鹿児島家庭裁判所判事兼鹿児島地方裁判所判事）同　宮嵜　秀典
（宮崎地方裁判所判事兼宮崎家庭裁判所判事）同　五十嵐章裕
（仙台高等裁判所判事）同　坂本　浩志
（札幌家庭裁判所判事）同　國分　隆文
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（以上四月一日）
（公安調査庁調査第二部公安調査管理官（第四部門））法務事務官　小田嶋　徹
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる
内閣情報分析官を命ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　宍倉　崇夫
公安調査庁に出向させる
内閣情報分析官を免ずる（以上四月二日）

国家公安委員会

（警察庁長官官房国際課長）警視長　山本　和毅
群馬県警察本部長を命ずる
（警察庁長官官房政策評価審議官）警視監　鈴木　三男
埼玉県警察本部長を命ずる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官）警視長　難波　健太
三重県警察本部長を命ずる
（警察庁長官官房首席監察官）警視監　古谷　洋一
警視庁警務部長を命ずる
（警視庁副総監）同　笠原　俊彦
警視庁警務部長事務取扱を免ずる（以上四月五日）

警察庁

（群馬県警察本部長）警視監　小田部耕治
警察庁長官官房政策評価審議官兼長官官房審議官（生活安全局担当）を命ずる
（埼玉県警察本部長）同　貴志　浩平
警察庁長官官房審議官（国際・調整担当）を命ずる
（警察庁長官官房人事課長）同　藤本　隆史
（警察庁警備局外事情報部外事課長）同　小島　裕史
警察庁長官官房人事課長を命ずる
（警察庁長官官房会計課装備室長）警察庁事務官　小山　巌
警視長に任命する
警察庁長官官房国際課長を命ずる
（警察庁長官官房付）警視長　和田　薫
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官を命ずる
（三重県警察本部長）同　森元　良幸
警察庁警備局警備課長を命ずる
（警察庁警備局警備課長）同　原　和也
警察庁警備局外事情報部外事課長を命ずる（以上四月五日）

金融庁

（検査局総務課主任統括検査官）内閣府事務官　柏谷　郁
（同）同　市川　亨
任期の満了により平成二十九年三月三十一日限り退職した（各通）（三月三十一日）
（神戸地方検察庁豊岡支部）検事　山下　真
（さいたま地方検察庁熊谷支部）同　中馬　慎子
審判官を命ずる（各通）
（審判官）同　髙橋　良徳
（同）同　君島　直之
審判官を免ずる（各通）（以上四月一日）

栃木県

○議長選挙
五月女裕久彦議長は、三月二十三日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　小林　幹夫
○副議長選挙
早川尚秀副議長は、三月二十三日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　若林　和雄

新潟県

○監査委員選任
野上信子委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が選任された。
監査委員　栗山　和廣

愛知県

○選挙管理委員会委員選挙
小川宏嗣委員、日髙昇委員、片桐清高委員及び米田展之委員は、三月二十七日任期満了し、同月二十四日次の者が選挙された。
選挙管理委員会委員　加藤　茂
同　吉川　伸二
同　岩田　隆喜
同　神野　進
○教育委員会委員任命
佐藤元英委員は、十月十七日任期満了し、欠員であったところ、三月二十四日次の者が任命された。
教育委員会委員　大須賀憲太
新海弘康委員は、一月二十七日死亡し、欠員であったところ、三月二十四日次の者が任命された。
同　広沢　憲治

香川県

○教育委員会委員任命
本田展稔委員は、三月二十四日任期満了し、同月二十五日次の者が任命された。
教育委員会委員　槙田　實
辞職　新　旧
（副知事）　天雲　俊夫（三月三十一日）
副知事　（教育長）　西原　義一（四月一日）
○教育委員会教育長任命
西原義一教育長は、三月三十一日辞職し、四月一日次の者が任命された。
教育委員会教育長　工代　祐司

仙台市

新　旧
定年退職　（都市整備局長）　鈴木三津也
同　（宮城野区長）　境　洋文
同　（若林区長）　菊地　正宏
同　（太白区長）　藤田　泰弘
同　（泉区長）　守　修一
同　（会計管理者）　小山　京
同　（監査事務局長）　谷口　秀樹
同　（消防局長）　栗村　渉
市民局長　（以上三月三十一日）
都市整備局長　（青葉区長）　村山　光彦
青葉区長　再任用　鈴木三津也
宮城野区長　職員　佐藤　良一
若林区長　同　岡崎　宇紹
太白区長　同　白川由利枝
泉区長　同　佐藤　伸治
会計管理者　同　芳賀　洋一
監査事務局長　同　星　康一
消防局長　同　堀田　剛司
同　中塚　正志
（以上四月一日）
○教育委員会委員任命
吉田利弘委員は、四月一日再任された。
○監査委員選任
髙橋一典委員は、三月三十一日辞職し、四月一日次の者が選任された。
監査委員　寺田　清伸

官庁報告

官庁事項

中央卸売市場整備計画の変更の公表について

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第5条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付けで中央卸売市場整備計画（平成28年4月1日公表）の一部を次のように変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、その内容を公表する。

平成29年4月10日　農林水産大臣　山本　有二

別添1の表上記以外の中央卸売市場の項中

青森市中央卸売市場	花き部について、平成28年度末までに地方卸売市場への転換を図る。

を

青森市中央卸売市場	花き部について、平成28年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
久留米市中央卸売市場	水産物部について、平成29年10月に地方卸売市場への転換を図る。

に改める。